

区民の皆様へ

地縁団体寺町区
区長 渡邊謙治

今どきの猫の飼い方

新潟県では[猫を飼う場合のルール]を定めています。猫もペットとしてご近所から愛される存在であるよう、次の3つのルールに従い、マナーを守って飼いましょう。

以下の3点が「今どきの猫の飼い方」です。

▼完全室内飼育

猫を外に出すと、交通事故や猫同士のケンカによる感染症の危険性が生じます。また、ご近所同士のトラブルの原因となり飼育者責任を問われる場合もあります。

完全室内飼育で環境を整えれば、安全で幸せに暮らすことができます。

▼不妊・去勢手術をして飼う

手術をすることによって、猫も飼い主も、繁殖によるストレスがなくなります。メス猫は生後6ヵ月を過ぎると妊娠可能になり、発情期の鳴き声は大きく特徴的です。

この時期に外に出してしまうとほぼ間違いなく妊娠します。妊娠期間はわずか2ヵ月で、1回で4匹から8匹の子猫を出産します。1年に2回から3回出産することもあります。

不幸な命を増やさないためにも、不妊・去勢手術をして飼いましょう。

▼首輪に迷子札

昨年度、センターには、飼い猫がいなくなったという相談が30件以上入りました。「もしも」の時のために迷子札やマイクロチップ等で、飼い主の名前、電話番号がわかるようにしておきましょう。人間と猫が健康で楽しい生活を送ることができるようにしましょう。

《問合せ先》

健康福祉環境部（上越保健所）上越動物保護管理センター
（電話025-525-9263）

